

非暴力平和隊・日本(NPJ) ニュースレター

第64号

2017年9月22日発行

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 1階 A 室

Tel: 080-6747-4157 E-mail: office@np-japan.org

Website: <http://np-japan.org/>

Nonviolent Peaceforce Japan Newsletter

- ・【対話集会】安倍改憲提案をどう見るか
～前書き～ 理事 事務局長 安藤 博 2
- ・【対話集会】安倍改憲提案をどう見るか
～討論者発言要旨～ 理事 青木 護 3
- ・沖縄報告 共同代表 大畑 豊 16
- ・書評 ～キム・ドゥシク（山田寛人訳）
『「平和主義」とは何か－韓国の良い心的兵役拒否から考える』
（かんよう出版 2017年）を読んで～ 会員 木村護郎 20
- ・カンパ御礼 事務局 23

NP活動の一場面 （南スーダン）



～ 対話集会 ～

「安倍改憲提案をどう見るか」

事務局長 安藤 博

わたしたち非暴力平和隊・日本が9月2日に開催した「安倍壊憲提案をどう見るか」は、3人の講師の気合いのこもったスピーチで大変実り多いものになりました。

ただ、「いわゆる護憲派の内輪の集まりではなく、『9条改正が必要である』と考える人々をも含めて対話する」というこの集会の主旨からすると、いささか心残りの集まりに終わりました。意図したことでありませんが、3講師はいずれも安倍壊憲提案に反対ないし疑問を示し、また参加者の発言も大方は「反対」に傾いていました、つまり「対話」には至らなかったからです。

わずかに、集会終了直前「9条改正必要」の言葉がありました。講師の武井由起子弁護士に促されて発言した若い女性の一人です。時間切れでそこでおしまいになってしまったのはいかにも残念です。もう少し準備に工夫を凝らせばよかったと、主催者として責任を感じています。「新しい世代、新しい発想、庶民としての感覚、専門家の知見等々すべてを」と謳ったこの集会への期待を活かすよう、前記の「9条改正必要」発言の若い女性を特にお誘いし、同趣旨の集まりを再度行うことも考えています。

討論者 プロフィール

加藤 朗（かとう あきら）1951年5月31日島根県生まれ。専門は、国際政治学、安全保障論。大学卒業後、教職に就く前、会社勤務。また防衛庁防衛研究所に入所。「自衛隊を活かす：21世紀の憲法と防衛を考える会」呼びかけ人。著書に『13歳からのテロ問題 リアルな「正義論」の話』（かもがわ出版、2011年）、『日本の安全保障』（筑摩書房[ちくま新書]、2016年）など。

君島東彦（きみじま あきひこ）立命館大学国際関係学部教授。専門は憲法学、平和学。日本国憲法の平和主義を、平和学の視点、東アジアの視点、NGOの視点からとらえ直して、活かすことを課題とする。日本平和学会会長。最近の論稿として、「六面体としての憲法9条・再論——70年の経験を人類史の中に位置づける」『立命館平和研究』18号（2017年3月）など。

武井由起子（たけい ゆきこ）弁護士八重洲法律事務所（第一東京弁護士会所属）中央大学法学部卒業。伊藤忠商事(株)を経て一橋大学大学院法学研究科修了。2010年弁護士登録。日弁連憲法問題対策員会幹事、明日の自由を守る若手弁護士の会メンバー、ベテランズ・フォー・ピース・ジャパン事務局。著書（共著）に『これでわかった！ 超訳特定秘密保護法』（岩波書店）『いまこそ知りたい！ みんなでまなぶ日本国憲法』（ポプラ社）など

2017/9/2～対話集会～

「安倍改憲提案をどうみるか」

シビックホール会議室 1

□君島



今年の5月3日、憲法施行70年目の憲法記念日に、安倍さんが新しい改憲提案をした。これは非常にインパクトがあるもので、これをどうとらえるかが大テーマ。3つのこととお話したい。第1に、「現状分析（憲法改正に対する最新の世論）」、第2に、「改憲論の系譜」、第3に、「日本国憲法の平和主義とは何か」。

1 現状分析

－憲法改正に対する最新の世論

私は大学で憲法の授業もしているが、今の大学生(1990年代後半に生まれた人たち)は、憲法9条の改正が出発点で(改正が当然と思っている)、護憲を言うと、なぜ改正しないのかと聞かれる。安倍政権への評価はいろいろだが、それと憲法改正の議論とは、連動しつつ切り離されている。安倍さんは憲法改正にひときわ熱心で、安部政権ゆえの特異な部分もあるが、もっと全体に共有されている改正

論、次期政権になっても継続される改正論がある。世論調査では憲法改正の議論をすることに賛成の人が多。テレビ朝日の調査だと賛成70%。反対14%。共同通信の調査だと「あなたは臨時国会に自民党の改憲案を示す必要があると思いますか」に対して「示す必要がある61.7%」。ここに至って説明責任が移動したと思う。世論は憲法改正に向かう意見が強いので、放っておくとそっちに行く。護憲派の側が、変えないほうがよいということを説得できなければならない。

2 改憲論の系譜

(1) 日本国憲法は、できたときから改憲論とともにあった。憲法を変えたい人たちが最初から政権に近いところにいる。日本国憲法憲法は70年間常に改憲論と一緒に生きてきた。国民世論は変えないほうがよいという意見が強かったが、ここにきて改憲への世論が強くなってきた。

日本国憲法制定にあたり、幣原内閣がマッカーサー提案を受け入れるとき、昭和天皇は積極的に支持した。それは天皇制が残るから。改憲論は1950年代に盛んになり、60年代に少し下火になり、80年代、90年代以降変動し、2000年代以降明確になり、今日に至っている。

50年代の改憲論は、大日本帝国憲法への復帰をめざす復古的改憲論で、ターゲットは1条(天皇の地位の復権)、9条(日本軍の再建)、24条(家父長制的秩序、父と夫の力の復権)の3点セットだった。皇

室を中心とする権威主義的家父長制的国家秩序をまもらなければいけないというもの。それを主張する人たち、日本会議のような人たちは、今日までずっといて、2012年の自民党改憲案はこの流れを汲むもの。

(2) 改憲論の転換期は冷戦が終わった1990年。「世界平和の課題」は、1950年までは「枢軸国(日独伊)の非軍事化・民主化」、1950～1990年は「冷戦の克服」、冷戦終結後は、南の世界における破綻国家をどうするかで、1990年からは、9.11があり、対テロ戦争としてアメリカがアフガニスタンやイラクに戦争をしかけ、2004年からは中国が台頭。日本の改憲論もこれに抗して変化していき、1990年に大きな転換期を迎えた。自衛隊を海外に出すべきという圧力が国際的国内的に強くなり、海外に出した。最初はPKOで、次は周辺事態法のような米軍の後方支援。そして2010年代以降、集团的自衛権にふみこんでいく。

9条に関しては、1950年代の再軍備の時期、1990年代の自衛隊を海外に出していく時期、2010年代の集团的自衛権にふみこんでいく時期と、3つの転換点がある。今の改憲論は、1950年代の復古的な大日本帝國的な改憲論とは別の、1990年以降の自衛隊を海外に出したことに伴うもの。自衛隊をつくったときに海外に出すことは想定しておらず、自衛隊が海外に行ったときにどうなるか、「武器の使用と武力行使は違う」など、解釈に無理

があるので、新たな改憲論が出てきた。

(3) 改憲論には、以上の2つの潮流、担い手がある。安倍さんは、この両方の改憲論を体現している。

自民党は、2005年に初めて包括的な改憲草案をつくった。舛添要一さんがまとめたもので、9条2項に焦点が絞られている。次に、自民党が野党の時代の2012年に今の改憲草案が出てくる。この改憲草案は復古的なものを思わせる驚くべき内容だが、これを自民党が憲法審査会に出してくるとは到底思えない。

(4) もう1つ注目されるのは、リベラルの側、護憲派の側が改憲を言い出したこと。1990年代から、国際法学者の大沼保昭さんは、憲法9条と自衛隊の矛盾を憲法解釈で糊塗しようとする、法に対するニヒリズム、シニシズムをもたらし、憲法に対する信頼が失われるから、9条2項を改正して自衛隊を憲法に書き込んでコントロールするほうがベターと主張。

2000年代を越えてくると、とりわけ最近、非常にリベラルな論客の改憲論がめだつ。例えば、東大の法哲学の井上達夫さんは、とてもリベラルな方だが、9条削除論。安全保障については憲法で規定するのではなく、民主主義のプロセス、議会政治(法律)に委ねるべきと主張。

白井聡さんは、レーニンの研究者で左翼の論客だが、改憲論。矢部宏治さんも改憲論。日本国憲法は米国への従属の一要素であり、米国から自立するためにも

憲法改正ないし新憲法制定が必要と主張。

安保法制が通った後の2015年10月14日の東京新聞「こちら特報部」で、安保法制に反対したリベラルから、安保法制のような解釈改憲を許さないためには、自衛隊を憲法の明文で位置づけてコントロールするほうがよいという「平和のための新9条論」「立憲主義を回復するための9条改正論」が主張されている。

加藤典洋さん（思想史）は、最近、「戦後日本」という本で、「憲法9条の精神をいま生かそうとしたら、護憲ではなく改憲となる」と主張。おもしろい本だ。とても誠実に考えたうえで、変えた方がよいという結論。

篠田英朗さん（広島大学に長くいて、今は東京外語大で、国際政治思想史、平和構築論が専門）は、「本当の憲法一戦後日本憲法学批判」という本を書き、国際政治学・平和構築論の立場から9条改正を主張。

(5) 日本会議のシンクタンクの日本政策研究センターのたちが書いた本が、5月3日にでて、安倍さんの提案はこの本と近い。9条1項・2項を残したまま、3項を追加して自衛隊を書き込むという提案で、それほどユニークなものではない。前原さんも言っているし、小沢一郎さんも以前言っている。公明党も近いことを言っている。日本会議も同じことを言っているということ。これがなぜ衝撃的かというと、リアリティが高いから。本気で憲法改正を考えて、国会の3分の

2をとって、国民投票の過半数をとるとしたら、安倍提案は、戦略的な提案で、リアリティが高い。反論するには理論的努力が必要。

自民党の中に憲法改正推進本部があり、今年6月3日に4項目を出してきた。憲法改正原案は国会の憲法審査会が議論して出すわけだが、なかなか活発な議論にはなっていない。それは野党が警戒して、簡単に審議をしていないから。しかし安倍提案と同じようなことを言っている前原さんが代表になって、わからない。紆余曲折を経て民進党が審議に応じてくる可能性は否定できない。

4項目あるが、9条に自衛隊を明記することが本丸。維新の会がいている教育無償化、参議院選挙区の合区、緊急事態条項は、憲法改正しなくてもできること。9月12日に自民党の憲法改正推進本部の会議が開かれるが、今度の臨時国会に出してくるのかが焦点。安倍さんは急がないとも言っているが、出てくる可能性もゼロではない。今の政治過程を見ると、かなり進んでいると思う。

3 日本国憲法の平和主義とは何か

安倍改憲提案に対する私個人の意見は、反対。なぜ反対かは、そう簡単な話ではない。日本国憲法の平和主義をどう見るかにかかってくる。

(1) まず、憲法9条の原点は、日本軍国主義を抑えることだった。非武装の日本

の安全は国連がまもるということだった。前文2項の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」は、国連によるという意味。日本の非武装と国連による安全保障はセットだったのであり、国連の安全保障なしに、日本の非武装があったとは思わない。しかし、国連による安全保障は実現しなかったから、日本の非武装が変わっていく。9条と、東アジア秩序・世界秩序は連動しているので、それを見ないと9条はわからない。9条だけでは議論できない。いま、日本の安全保障はどうなってるんですか、日本の安全保障を確保する制度があるんですか、日本の安全保障を確保するどんな政治があるんですか、どんな外交があるんですか、という問題と、9条はセット。われわれはどのような東アジア秩序論（北朝鮮脅威論・中国脅威論）・世界秩序論をもつのが、9条改正論における論点・争点。

(2) 東アジアの秩序・世界秩序（安全保障環境の変化）を理由に9条を変えようという議論は、外務省や日本政府の中では珍しくない議論。今の秩序、国際環境からは、9条を変えなければいけない、解釈では無理という議論。

私は、日本国憲法の平和主義が示しているものをおろしてしまうことは躊躇する。そこにいろいろなものを読み込んできたし、いろいろな可能性を切り開いてきた。それをおろしてしまうのは賢明と

は思わない。

日本国憲法9条は長期的な目標設定だと思う。平和主義といったとき、絶対平和主義と漸進的平和主義の2つがある。戦後日本には両方の潮流があり共存している。前者は、今すぐに戦争と武力を全部否定する考え方。後者は、長期的な目標設定として戦争と武力のない世界を追求することはやめないが、短期的には、今すぐには、国際環境はそうっていないから、そこにいくまでのプロセスがいるという考え方。そういう環境をつくる努力をなさい、それによって目標に近づいていくという考え方。9条はダイナミックなプロセス。ダイナミックとは、私たちの行動を必要とするという意味。じっとしてはダメで、国際秩序を変える努力をなさいということ、前文と9条は要求している。国際秩序を変えていくことによって9条の設定した目標に近づく。9条は止まっているもの、ユートピアではなく、ダイナミックなプロセス。目標に到達するまでは時間がかかり、矛盾に絶えなければいけない時期が長い。

(3) 東アジアの平和秩序がどうなっているかが、9条改正論議の最大の論争点。われわれは東アジア平和秩序の見通しをもつ必要がある。それをどう作っていくかという議論と9条はセット。

最後に座標軸の説明を。横軸（X軸）に孤立主義と国際協調主義。縦軸に（Y軸）に非軍事と軍事。このX軸とY軸の

中にいろいろな平和安全保障の議論が位置づけられる。こういう整理をしたほうがわかりやすい。日本国憲法の平和主義はA（国際協調主義で非軍事）に、安倍さんがいっている積極的平和主義はD（国際協調主義で軍事）に、かつての非武装中立論はB（孤立主義で非軍事）に、日米安保に依存しない自主防衛論はC（孤立主義で軍事）に、それぞれ該当する。よくある誤解は、日本国憲法の平和主義をB（孤立主義で非軍事）だと思ふこと。日本国憲法前文を読めば明らかに国際協調主義でAにくる。集団的自衛権は、軍事同盟だが、Dにくる。国連PKOは軍事と非軍事にまたがるので真ん中においた。Aの領域にくる日本国憲法の平和主義を、Bの領域に引っ張られないようにすること、つまりAの領域をどれだけ充実させることができるかが重要。

◇質問：護憲の側に説明責任が移ったというのは、国会の政治状況を反映してのことなのか、他の理由でそうおっしゃっているのか、どちらか。

<回答>世論調査の数字に加え、とりわけ大学生と接していて、そう感じている。今の大学生には護憲が以心伝心では伝わらない。私の世代より上の世代には憲法9条はリアリティがあるが、今の大学生にはない。今の大学生は、戦後日本の社会運動や平和運動のことを知らない、その蓄積の上に今があることを知らない、懇切丁寧に説明していかないとわからない。

◇質問：僕が学生のころ憲法を教わるときには、学説の8割は自衛隊は違憲と言っているという教わり方をしたが、今の学生たちは憲法改正が大前提になっているということは、大学での教え方も変わってきているのか。

<回答>大学の授業はいろいろだろうが、授業と学生の意見とは連動していない。学生は、1つの材料として授業を受けとり、自分なりに考えていっていると思う。

口加藤



1 まず、君島さんの最後の発言に沿って、お話したい。君島さんが最後に強調されたのは、Aの領域をどれだけ実践していくかということだったが、私の結論もまったく同じ。今、私たちに問われているのは、憲法の国際協調主義あるいは平和主義を具体的にどのように実践するかである。そのために、私は、みなさんのようなベテランの人たちが、自衛隊とは別途に、自らNGOを組織し、文民によるPKO部隊をつくるべきだと考えている。そのPKO部隊を、国連との協力のもとに、南スーダンなどに送り込むと

いう実践的な活動が求められていると思う。

2 安倍改憲には私も反対している。なぜなら、日本国憲法は理想を掲げており、他の国の憲法とは若干異にしていると思う。最近、東京大学の准教授が、日本国憲法のユニークな点はどこにあるかという論文を書いたが、世界で下から2番目くらいに短い（5000字くらいしかない）とのこと。つまり、具体的な内容を書き込んでなくて、あくまで理想を語っている。それゆえ、これを具体的なことにする必要はなく、あくまで理想を掲げればよい。自由と民主主義を掲げる国々が、本当に自由と民主主義を実現しているかといえば、そうではない。実践していないからと言って、自由と民主主義の旗をおろせという人はいない。同じようなことが日本の平和主義についてもいえる。要は、平和主義にどこまで近づいていけるか、実践できるかである。言葉だけではなく、言行一致で行動することが何よりも求められている。

3 東アジアの状況だが、私たちの国はもはや大国ではないということをしっかり認識すべき。GDPは中国の半分、軍事費は中国の4分の1。いかなる意味においても日本が大国であった時代はもう終わった。1980年代、確かに世界的な大国であったかもしれないが、今や、地域の大国でさえない。この現状をふまえたうえで、私たちがどうするかを考え

る必要がある。

4 1年前に「日本の安全保障」という本を書いたが、これに沿って話をしたい。私は、安倍さんの積極的平和主義を安倍ドクトリンと名付けているが、不思議なことに、英語に訳すと Proactive Contribution to Peace、平和に対する積極的貢献ということになる。私たちが考えている、カントなどが言っている、いわゆる積極的平和主義・消極的平和主義とは、若干ニュアンスが違う。

平和に対し積極的に貢献すべきだということの中の手段の1つとして、日米安保体制を強化していくのが、安倍政権の基本的考え方だが、もう1つ、国際協調主義のためにPKO部隊を送り込むということがあった。しかし、安倍政権は後者をあっさりと放棄した。今、自衛隊が海外に行っているのはジブチの海上自衛隊くらい。おそらく日本の自衛隊が今後、PKOに参加することは、不可能とはいわないが、可能性は非常に低いと思う。

実際のところ、自衛隊がPKOに参加したところで、何の役に立たないというのが私の感想。2年前に自衛隊が何をやっているかを見るため、南スーダンに行こうとした。南スーダンには入れなかったが、そのときの事前調査や現地調査で、日本の自衛隊は、ほとんど雪隠詰めになっていて、部隊は動いていなかった。何もする必要はありませんという状況だった。もうひとつ、私の大学院出身の40代前半の女性が、南スーダンPKOの一

地方の難民保護センターのセンター長をやっているが（10万人くらいの難民を保護するセンター）、彼女から話を聞いても、自衛隊はほとんど役に立っていないと言う。

それに対して、篠田英朗先生は、外務省の支援を受けて、広島大学でPKO支援のための様々な訓練センターの責任者をやっている関係で、PKOに日本が参加できなくなったことについて、非常に残念な思いをしていらっしゃるようで、次から次へといろいろな本を書かれています。

私たちが今置かれている状況は、昔からある。明治期、日本がどんな外交策をとるかで、中江兆民が『三酔人経綸問答』という本を書いた。そこには、今で言えば護憲派の理想主義の人たちを代表する洋学紳士君、改憲派のガリガリの現実主義・軍国主義の人たちを代表する東洋豪傑君、その間に入る南海先生という3人の登場人物が出てくるが、南海先生は両者の話を聞いて、結論を出さないまま話が終わる。今、私たちが問われているのは、右か左かではなく、南海先生の立場でどういう答えをだすかである。そういうときに、安倍さんが、南海先生のような役割を果たして、一気に右と左をまとめるような形で改憲提案を出してしまった。そのことで事態が非常に流動的になった。

5 安全保障の立場から、日本の現状はどうなっているか。テレビを見てみると、

二言目には抑止力、抑止力と言われる。日米同盟は中国や北朝鮮に対する抑止力として必要という議論がある。強い力を持たば相手がひるんで攻撃をすることはないだろうというのが抑止力。相手がひるまなければ、さらに軍事力を上げることになり、だんだんエスカレートしていく。今、そういう状況。そもそも抑止力が効いているかといえば、実証も反証もできない。効いているとも言えないし、効いていないとも言えない。わからない。効いていると思えば効いているし、効いていないと思えば効いていない。抑止力が本当に効くのかということなかなか難しい。ただ何となく、一般的な印象として、アメリカの核兵器があれば、北朝鮮は日本やアメリカに対して核兵器を撃たないだろうという雰囲気だけ。

しかし、結論からいえば、アメリカの核ミサイルは、日本に対する抑止力にならないと思う。今、私たちの国は抑止力がない状況に置かれていると思う。北朝鮮が本当に核兵器をもって、米朝が北朝鮮の核兵器を前提に話し合いに応じた途端に、日米同盟は破綻する。私たちの国はアメリカの核抑止力によってまもられるということはない。核による先制攻撃は国際司法裁判所は認めていない。どちらか先に使ったほうが、後で国際司法裁判所に訴追される可能性がある。そういうなかで、万一、トランプさんが、日本のために最初の核ミサイルを撃つかと言えば、撃たないだろう。だから、アメリカの核兵器による抑止力はないと思う。

6 私は、国家に自衛権はないと考えている。国会の憲法調査会のなかでも、「国家に自衛権はあると言われているが」と言っており、断定的なことは言っていない。自衛権という概念は、個人による正当防衛から出てきており、それを単に国家に類推しているだけ。あるのは個人の正当防衛権だけである。私たちは、個人の自衛権を自衛隊に委ねたのであり、自衛隊は民兵組織だと思っている。こういう考え方は少数だが、私だけではない。憲法学でもそういう考え方の人はいる。

7 現在の護憲派は、教条護憲派（絶対平和主義）、穏健護憲派、リベラル改憲派がある。

もはや、教条護憲派は、倫理性の問題、現実性の問題から、存続できない状況になっている。教条護憲派が、実際に非武装・非暴力を実践できるのかといえば、誰も実践していない。

穏健護憲派は、山口二郎さんも、大沼保昭さんも、憲法改正の前に、平和基本法をつくって自衛隊を認め、シビリアンコントロールを効かせていこうとした。したがって、リベラル改憲派に非常に近く、実質的には同じ。

リベラル改憲派は、先ほどご紹介のあった人たちだが、私が改憲に反対するのは、改憲してしまうとこれまで築いてきた日本の平和主義を台無しにしてしまうから。世界的にも日本が平和主義であることを主張していくためには、理想とし

ての平和主義の旗をおろしてはいけないと思う。

8 私が安倍ドクトリンに対して提案するのは、平和大国ドクトリンである。今日本が誇れるものは何か。日本のアイデンティティーは何か。以前は、経済大国であり、次は技術大国だったが、今はどちらもボロボロ。最後に残された皆は、憲法9条、平和主義だと思う。これを大事にする以外に、日本が世界に誇れるものはない。

具体的にどうするかだが、日米同盟は基本的に維持せざるを得ないと思う。しかし、環境に応じてさまざまに変化させていく必要がある。

日米同盟、もともとは極東地域にあてはめられた安全保障体制だったが、1996年の日米安保の再定義で、アジア太平洋地域に安保が拡大され、2000年代に入ってからグローバル安保になっていった。安倍ドクトリンは、日米同盟をグローバル安保にまで拡大したが、現実には、今、ローカル安保に引き戻されるつつある。それは、中国・北朝鮮の脅威があるから。日米同盟をもとのように極東地域に限定される安保にもう一度、再々改訂するうえで、ヨーロッパとの関係で、新たな日英同盟の模索が始まっている。下手をするとそのまま拡大していったNATOという形まで入ってくるのかもしれないが、今のところ、新たな日英同盟という形で、安倍さんは、新たなグローバルな同盟を模索しているのかも

しれない。

いずれにしても、私たちがこれからとるべき平和大国ドクトリン、国家安全保障政策の中核になるのは、民間（シビリアン）による9条（国際協調）の実践である。自衛隊がPKOでやっていたことを、民間の人たちにボランティアでやってほしい。20年来ずっと主張している。とくに技術をもった高齢者は積極的に参加してほしい。退職自衛官による地雷処理のNGOは、もう10何年も、アフガニスタン、カンボジア、今は、パラオのペリリュー島まで行って、地雷や機雷の処理をしている。そういう活動を、元自衛官だけではなく、一般の人まで広げていって、そして、南スーダン、コンゴといった、今、日本の自衛隊が行っていないが、世界中の国々がPKOを派遣しているところに、文民として送り込むことが、重要だと思う。この実践をできるかどうか、護憲派が力をもって安倍ドクトリンに対抗できるかどうかの試金石になると思う。

.....

◇質問：憲法9条と日米同盟は矛盾しないか。

＜回答＞平和主義はあくまでも理想なので、その理想に向かって私たちがどのような実践ができるか、その実践の過程において、日米同盟に内容も変わってくると思う。

◇質問：PKOは日米同盟のもとに活躍するのか。

＜回答＞違う。国連です。日米同盟と

国連PKOは関係ない。

◇質問：憲法9条が禁止している「武力による威嚇」は抑止力と同じものか。＜回答＞はい、そうです。「武力による威嚇」が抑止力の本質。抑止力は「武力による威嚇」だけではないが、一般的にはそう考えられている。

□武井



1 君島先生から、私のやっていることを話すように言われた。私は、学校を出てから商社に勤め、海外駐在や、トルコ、パキスタンなど危険な所にも海外出張をした。弁護士になってからはまだ8年目、会社員の経歴のほうが長い。

当初は、憲法9条に関心はなかったが、3.11の後、世の中おかしいと思うようになり、明日の自由をまもる若手弁護士の会に入り、憲法カフェをやるようになった。憲法カフェのメインのターゲットは、普通のお母さんたち。9条の会や今日のような勉強会には来ない、子どもの健康などに少し関心のあるお母さんたち。そういう方たちと話をすると、二言目には中国とか北朝鮮をどう考えたらいいんですか、9条もいいかもしれないけど、

どうなんですか、と聞かれる。そんななかで、普通の弁護士は話さないような、私が中国に駐在した経験などから、どういうふうにその問題を考えているかということ向き合って話すようになり、平和学にも関心をもち、そういった社会的実態がないと憲法の問題を語れないんじゃないかということを感じている。家庭内で、妻は、子どものことを考えると戦争にやりたくないし、9条や平和主義がよいが、夫はそんなことで現実には動くわけではないだろう、現実をみれば軍事力は必要なんだ、という。そういった方々にどうやって答えていくかが、君島さんの考える問題設定なのだろうと思う。

2 私個人の立場としては、中国に駐在した経験がインパクトになっている。日本が中国と違うのがどこかという、必要な情報を自分でもらって自分で考えて発言できること。そのプロセスが一番こだわっている。護憲か改憲という結論も大事だが、プロセスはもっと大事だと思う。

日本のマスコミの状況を見ると、正しい状況が伝わらないと思う。例えば、安保法制の議論をしているときに、「オーバーシーズ」(安保法制に反対する海外関係者の会)という団体で、日本が平和主義という方針をとっていたことで、海外に住む日本人や、出張した日本人が、どれだけまもられているかという現場の声を日本人たちに伝えて、安保や集団的自衛権の考えるきっかけにしてほしいと

いう活動をやってきた。

私の経験から言わせていただくと、アメリカ人は、海外の危ない所に出張すると、アメリカ人であることを知られないようにパスポートは絶対に見せないし、アメリカ系のホテルやアメリカ大使館には近寄らない。日本人は、パスポートを見せて歩けるし、中近東の人たちからは、「日本は戦争をしていない国だよ。すばらしい。日本みたいになりたい。」と、日本人が思っている以上に、あこがれをもって迎えられている。そのようなブランドをすばらしい対価もなしに失ってよいのかという問題意識がある。

3 私も安倍改憲には反対。

第1に、憲法を現実に合わせるという議論が一番ついていけない。もし憲法を現実に合わせるなら、憲法24条(男女平等)も削除しなければならなくなってしまふ。憲法の規定から逸脱していることをして、それに憲法を合わせることをしていけば法規範として何の意味もなくなってしまふ。憲法から考えると、確かに自衛隊は憲法違反になってしまうが、しかし、憲法9条があることによって、例えば国会の審議で、専守防衛のための装備としては、こんな長い距離を飛べるミサイルはいらないのではないか、こんな長い距離の空輸はいらないのではないか、という議論がずっとされてきた。私の出身のロースクールには元防衛官僚もいたが、野党のそういう質問には苦しめられたと言っていた。私たちの知らな

いところで、軍備拡大を制限する9条の役割があったのではないかということ、彼らの話の中から感じている。

第2に、まがりにも日本政府は、60年間以上、憲法9条のもとでもこういう理由で自衛隊は許されるんだ、憲法違反ではないんだということを言い続けてきた。それを今ここで明文改憲で変えるということは、「すみません、今までまちがってました。自衛隊はやっぱ憲法違反でした。」ということをはっきりと明らかにすることになる。そうすると、日本の国として、国体として、どうなのかということになる。私が、なぜ弁護士をやっているのかということ、日本の法秩序がきちんとしているから。こういうことが起こったら、こういう理由で裁判をやったり、法的救助を求めることができる。その一番根幹の憲法がぐらぐらするということは国体が揺らぐ大変なこと。

安倍さんは、どこでもいから憲法に手をつけて、憲法改正をした初めての総理だと言われたい、9条に手をつけたいと思っている。しかし、そういう理由で憲法改正を許すことはできないと思う。そういう安倍さんが9条をいじるということは、周辺でいろいろと起こっている状況、国家によるヘイトを是認してきたり、家父長制の問題(憲法24条の問題、家族の問題)が一気に出てきている状況を考えると、それらの一環として9条改正も出てきており、それがすごく嫌だと思う。

ベテランズ・フォー・ピースは、アメ

リカの元軍人さんたちが平和を求めてがんばっている団体で、私は、ベテランズ・フォー・ピース・ジャパンの活動をしており、その関係でアメリカに行くと、アメリカは、民主主義と自由が一応はある中で、戦争をしているが、日本が戦争をしようとする、いきなりJアラートの世界、国家総動員になり、おしゃれも軽口も許されない世界になるんだろうと思う。日本のように全体主義になじみやすい人たちが軍事化の方向に走っていくのは怖い。

4 日本は、この地域の中でどうやって生き残るのかということなしに、安全保障の問題は語れないと思う。国は引越できないので、東アジアの中でどうするのかという問題。

この前、ベテランズ・フォー・ピース・ジャパンでパレスチナ訪問団のビデオを見たが、暴力がすごい。いきなり警察が、ベテランズ・フォー・ピースのミッション(訪問団)の現地通訳(ガイド)の女性を、すれ違いざまに思いきり殴ってくる。普通は、なかなか女性や子どもを殴れないと思うけれど、憎悪がすごいんだと思う。陸続きだし、紛争の歴史が長いし、宗教対立がある。それに比べれば、東アジアの問題は、そこまでウルトラC級の難問ではないのではないかと思う。少なくとも、陸続きではないし、紛争の長さ(私たちは中国と何千年も戦争してきたわけではない)、宗教的対立もない、産業構造も日本と中国はずっと

Win-Win の関係（双方が得する良好な関係）だった。そういったことを考えて、戦争と安全保障にどう向きあうかを考えるべきと思う。

大きくは、戦争をしていく世界が、このまま持続していくのか、という問題もある。アメリカで、平和を求めて行動している人たちは、戦争をする、爆撃をする、核を使うことで、環境をすごい勢いで破壊している、このままいけば地球は滅びる、滅びることを早めていると考えている。気候変動や環境問題も考えていく必要がある。

紛争の実態が、冷戦からテロに変わっていけば、通常兵器が本当にテロリストに有効なのか、という問題がある。死んでもいいと思っているテロリストに抑止力は効かない。私たちの兵器がテロリストに奪われて、彼らの武器になる可能性がある。これはシリコンバレーの技術者がよく言っていること。核抑止はテロリストの兵器になる。

5 加藤先生の本を読んでにわか勉強させていただいたが、先生の議論が魅力的なのは、個人の関係と国の関係のこと。私たちが憲法カフェで普通の方にお話をするときに、自衛権を正当防衛だという言い方をする人が多い。わかりやすいけど、それでは、自衛権をもつのは当然だとなってしまう。日本の平和活動をしている人たちの中では、個別的自衛権はいいけど、集団的自衛権は絶対にいけないと言う人が多い。でも、そこは、そんな

に明確に線が引けるのだろうか。個別的自衛権も、やりようによっては、イラクとアメリカみたいなこともあり、そこを相対的に考えると、個人の正当防衛権から、国家の正当防衛権（自衛権）をダイレクトに導いてよいのかなという疑問がある。

私が中国に駐在したときの経験だが、広州交易会に参加するための飛行機のチケットをとりホテルを予約するのが新入社員の仕事で、飛行機のチケットがどうしてもなかったときに、いろいろな人のコネクションをたどって、空軍の上の人が何とかしてやるということで、チケットの受け渡しにまちはずれのホテルの一室を指定されて、一人で金を持って取りに来いと言われた。そういうときに、みなさん、どうしますか。何かされるかもしれないから、ナイフくらい持っていこうかなと考えますよね。私も考えたことがある。でも、そんなの持っていったって、どうせそれで私がやられるだけと思った。結局、非武装で行って、相手は軍服を着ていたけど、お金を払ってチケットをもらって帰ってきた。体力に自信のない男性や、女性は、日頃、日常的に、非武装非暴力で、あるときに殴りつけられたら、それはやられるかもしれない、死ぬかもしれないというリスクをとって、日常暮らしていると思う。では、国になると絶対負けないものでまもってもらいたいと思うのはなぜだろう、ということをも市民感覚で問い直す必要がある。そういうときに、加藤先生の議論はいいなあと思っ

た。

6 日本の国力が低下していることは私も感じている。

エコノミスト誌の2050年の世界経済予測によれば、日本は、インドネシアと同じくらいの中小国になり、アメリカはおろか、韓国にも及ばなくなる。理由は、少子化で市場が狭まること。エコノミスト誌は、日本が世界ナンバー1の経済大国になることも当てた経済誌だから説得力があるのではないかと。

そのときに、抑止といっても、世界ナンバーワンの大国になっていく中国と、人口16億もいるところと、本当に伍してやっていけるのか。アメリカの後ろ盾があれば大丈夫なのかというと、アメリカもすごく病んでいて、凋落していつている。対米従属していることが、日本の安全保障なのかというと、それは違うだろうというリアリズムから発想していくといいのではないかと。

こういうことを言うと、いろいろな人から怒られるが、私は、「めざせ、しずかちゃん」と言っている。しずかちゃんはジャイアンより弱いけれど、一目おかれている。映画など見ると、しずかちゃんの愛と勇気と行動力はすごい。そういったものを国際社会の中でプレゼンスを出していく、加藤先生がおっしゃっている民間人（文民）によるPKOもあると思うし、日本が今までとりあえず表だって戦争をしていないこと、宗教が中立の私たちだからこそ、できることがあるので

はないか、これが唯一日本の生き残る道ではないかと考えている。

戦争や軍事の知識が必要という話があったが、ベテランズ・フォー・ピース・ジャパンは、リーフレットをお配りしたが、「イデオロギーからリテラシー（情報や知識の活用能力）へ」ということで、やっている。日本の人たちはイデオロギーの話は嫌い、政治の話は嫌いなので、そういった人たちに憲法のことを考えてもらうには、リテラシーという切り口がよいのではないかと思う。「基地があったほうが安全なのか。いや、基地があると狙われちゃうんだよ、それは世界の常識なんだよ。」など、そういったことをやっているのだから、よかったら、参考にしてください。



.....
■ 質疑応答の記録は次回のニュースレターに掲載いたします。
乞う！ご期待

沖縄報告

共同代表 大畑豊

8月29日朝6時頃、北朝鮮にリミサイル発射された模様と、Jアラートが発動されました。この日私は朝4時から高江におり、ヘリパッドの工事をやめてもらうよう作業員たちの説得行動／阻止行動に参加していました。いくつかある米軍北部訓練場の工事用ゲートを移動しながら車のラジオをから流れるニュースでJアラートが出されたことを知りました。



北部訓練場のヘリパッド工事

高江の森の中で聞くJアラート報道にはあまり切迫感を感じませんでしたが、今年4月、北朝鮮情勢の緊張が高まったことを受け、沖縄が攻撃された場合を想定した反撃訓練が米軍嘉手納基地で実施されたときにはさすがに緊張感を持ちました。この訓練を公開した米軍ホームページには「この素晴らしい戦闘空軍力を見よ。戦闘態勢だ。」との掲載されました。米軍基地が集中する沖縄では、日本政府が「抑止力」と呼ぶ米軍は同時に相手国

にとっては一番の「攻撃目標」であり、緊迫度は「本土」とは比べ物になりません。

着々と進む護岸工事

暑い日差しが続く中、米軍辺野古「新基地」を阻止すべく、連日市民によるゲート前での工事資材搬入阻止のための座り込みが続いています。人数は数十名から、ときには100人を超え、200人近いときもあります。阻止するのに十分な人数とは言えず、機動隊に排除されてしまい、多少遅らせることはできても搬入を許してしまっています。それでも普段3回ある搬入を2回に減らせたりなど、成果も出しています。灼熱の太陽光のなかでの座り込みは、高齢者の多い参加者にとっては文字通り命がけです。休憩用に影を作ろうとブルーシートで畳2畳程度の簡易な屋根をゲート近くにつくるとそれさえもすぐに機動隊がやってきて撤去していきます。そんな中、粘り強く座り込みは続けられています。



大浦湾から工事現場を見る 7月15日

4月25日に着工された辺野古での護岸工事は100メートルまで進んだところで止まっています。防衛局は「本体工事着工」と宣伝し、もう工事は止められない、という既成事実づくりにひたすら邁進していますが、市民らの情報公開に寄って得られた資料により、これは本体工事ではなく、のちに取り壊される仮設工事に過ぎない、ということが判明しました。仮設工事とはいえ、また工事全体からみればわずかかかもしれませんが、100メートルも延びた護岸が潮流や生態系に影響を与えないわけではなく、工事着工以来、ジュゴンも姿を見せていないことからそれをうかがい知ることができます。また護岸工事のための海岸部での仮設道路工事も進んでおり、海域での工事ならカヌー隊も阻止行動を試みれますが、陸地では、目の前で行なわれている工事とはいえ、ただ抗議と監視活動をするのしかできません。

国を提訴

県は3月に切れた岩礁破碎許可を再度申請をするよう防衛局に求めています。防衛局は名護漁協はすでに漁業権放棄決議をしており、漁業権も問題はない、として手続きは不要としています。これに対し県は、従来の国の解釈に従っても漁業権は存在している、と7月24日国を提訴しました。裁判の行方は樂觀できませんが、座り込みをしている人たちの体力の限界という意味でも、一刻も早い知事の撤回表明が待たれるところです。

高江での訓練の激化

高江での工事は去年12月の過半の米軍北部訓練場返還式ですでに終わっていると思っている人も多いですが、もともと13か月をかけて作る予定だったN1、H、G地区の4つのオスプレイ着陸帯（ヘリパッド）が、返還式に間に合わせるために6か月に大幅短縮された突貫工事となり、



高江H地区ゲート前を車で封鎖（左）、右側には入れない作業員たち

杜撰な工事にならざるをえず、相変わらず追加の工事が続いています。ヘリパッドが「完成」したものの、使わせない、運用させまいと、作業の阻止行動は続いています。8月末には集中行動として、冒頭にも書きましたとおり、連日朝4時に集まり、作業員たちの説得行動、阻止行動を試みました。「完成」から半年以上たった7月始めにN1、H地区での離着陸が1度あったものの、それ以外の使用はされていません。

とはいうものの、すでに完成しているN4地区のヘリパッドを使った訓練は増加しており、夜10時以降の訓練も頻繁に行なわれ、子どもたちが眠れず、その影響



碎石場からダンプが出るのを止める

8月24日

で学校にも行けず、引っ越す家族も出ています。N1、H、G地区が本格的に運用されれば騒音等がさらにひどくなることを住民は危惧しています。

有罪判決、続く逮捕

反対運動中に、防衛省職員にけがを負わせたなどとして、公務執行妨害、傷害容疑で逮捕起訴されていたY牧師に対して7月27日、懲役1年6月、執行猶予3年の判決を那覇地裁が言い渡しました。判決は牧師が山城博治議長ら他の被告人と「暗黙のうちに現場で意思を通じ合い、共謀を遂げた」と検察側の主張をそのまま認めたもので、不当な内容であると、弁護側は控訴する方針です。

山城議長の裁判もまだ続っていますが、高江、辺野古での逮捕者は40人を超え、けが人も相変わらず出ています。公務執行妨害や道交法違反による逮捕者は、ほとんどが翌日釈放であり、起訴もできない、いやがらせ、弾圧としての逮捕が続

いています。道交法違反（禁止行為）は罰金5万円以下で、自転車の無灯火と同じ。無灯火で自転車に乗っていた市民を警察は逮捕・拘束するだろうか、と弁護士は疑問を呈しています。

相次ぐオスプレイ事故

6月6日には普天間基地所属のオスプレイが伊江島に緊急着陸。また6月11日にも同基地所属のオスプレイが奄美大島に緊急着陸しましたが、米軍は「予防着陸」だとしています。昨年12月には名護市安部(あぶ)集落近くの沿岸に墜落し、同日には普天間基地に同じ訓練に参加していたオスプレイが胴体着陸する事故が起きています。またオーストラリアでも8月5日に普天間所属機が墜落事故を起こし、23人を救助、3人が死亡しています。8月29日には同所属機が白煙を上げ、大分空港に緊急着陸しています。オーストラリア沖での事故後に安全宣言したばかりでもあり、市民は不信をつのらせています。

伊江島では8月始め、協定違反の夜10時過ぎの無灯火飛行が2日連続して行なわれ、「米軍のやりたい放題」と地元区長は怒りをあらわにしています。また地元自治体からの中止要請にもかかわらず嘉手納基地で上空での夜間降下訓練も実施され、SACO合意で使用中止になった嘉手納基地内の駐機場も相変わらず使用し騒音被害が出ており、米軍のやりたい放題、日本政府による放置、管理能力の欠如は目に余るものがあります。

辺野古できても普天間戻らない
稲田防衛相（当時）が移設先の名護市辺野古の新基地建設が進んだとしても、それ以外の返還条件が満たされない場合は普天間が返還されないと6月の参院外交防衛委員会で明言しました。しかしこれまでに県に対してその条件の説明はありませんでした。

返還条件は辺野古移設を含め8項目あり、現在そのうちの1項目（空中給油機の岩国飛行場移転）しか条件を満たしていません。「長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用」との条件に合うのは県内では那覇空港しかありませんが、翁長知事は「絶対に使わせないと」明言しています。

6月には、沖縄の米軍基地を本土に引き取る運動を展開している市民団体が全国46都道府県知事にアンケート調査し、沖縄の米軍基地を「日本全体で負担を分かち合うべき」と回答したのは大分県知事一人だけでした。

米軍占領下の闇

復帰45年を迎えた沖縄ですが、米軍占領下で闇に埋もれたままの事件・事故も数多くあります。そのうちの 하나가、1954年の米国によるビキニ環礁での水爆実験での被災についてです。第五福竜丸の被災は知られていますが、沖縄近海で操業していた高知県の漁船が水揚げした魚から放射能が検出され、廃棄処分となりました。それを受け、沖縄でも魚の売れ行きが落ちましたが、いち早く米軍

が動き、「安全」宣言しました。全国的には同年12月まで放射能検査が行なわれましたが、沖縄では数回だけ、しかも漁獲量のほとんどを占める近海ものの魚は検査対象外でした。元船員への聞き取り調査では放射能の影響と思われる症状や死亡が判明しています。

9月10日NHK「沖縄と核」という番組で沖縄に戦後多くの核兵器が配備されていたことがスクープされました。これまで噂としては言われていましたが、きちんと文書、証言によって明らかにされたのは初めてです。沖縄の「戦後」はまだまだ真相究明されてない闇の部分が多いと思います。

.....



<書評>

徴兵制のない日本で兵役拒否を考える意味

～キム・ドゥシク（山田寛人訳）『「平和主義」とは何か－韓国の良心的兵役拒否から考える』（かんよう出版 2017年）を読んで～

会員 木村護郎クリストフ

本書は、良心的兵役拒否に対してきわめて厳しい態度をとり、著者が「世界で最も過酷な良心弾圧国」と呼ぶ韓国の政府・世論と、主に特定の教派の人々からなる良心的兵役拒否者を異端とみなして、弾圧することに手を貸す韓国の主流派キリスト教会への疑問から出発しています。そして兵役拒否に関する古今東西の事例を幅広く検討したうえで韓国の良心的兵役拒否者に対する処遇の改善を提起します。

一見して、日本とはあまり関係なさそう、と思われるかもしれませんが、しかし本書が日本語に翻訳されて日本でも読まれる価値があるのは、現在も続く隣国の厳しい徴兵事情を知るためだけではありません。また他国の事例を扱う中で日本における過去の兵役拒否の例をかなりとりあげているということにもとどまりません。これらの理由からだけでも本書はとても興味深く一読に値するのですが、何よりも本書は、日本で昨今盛んに行われている「平和主義」をめぐる議論を考

える上で、きわめて示唆に富んでいるのです。また宗教紛争とされる紛争が世界各地で見られる中、宗教と平和の問題は、宗教の次元を見落としがちな日本においてもっと意識されるべきテーマです。ここでは、この二つの点について本書の特徴を確認して、徴兵制のない現代日本で本書を読む意義を考えてみたいと思います。

まず宗教と平和について。著者は、キリスト教には、その歴史と同じくらい長い兵役拒否の伝統があることを紹介しています。一方で、ローマ帝国のコンスタンティヌス帝以降、政治権力と結託して体制化したキリスト教会は、正戦論の肯定に向かいました。ただし、体制化したキリスト教の絶頂期中世においても軍服の拒否がみられ、当初からの伝統が続いていたことも事実です。

兵役拒否をする伝統と正戦論を掲げる潮流のいったいどちらが「本物」のキリスト教なのでしょうか。著者は、しばしば後者の論客たちが行ってきたようにイエスの言動から暴力の肯定を導き出した、「人は皆、上に立つ権威に従うべきです」（ローマの信徒への手紙 13:1）という聖書のことばを、兵役にも従うべきことの理由づけに使ったりすることは、文脈から切り離された誤解、いや曲解であることを論証し、戦争を正当化するキリスト教のあり方を鋭く問い詰めます。そして「平和主義の長い伝統を持ったキリスト者が先頭に立って代替服務に反対することは、どのような理由からであって

も正当化することはできません。」(383頁)と述べます。これは、長い歴史をもつ良心的軍務拒否を一部の異端の問題に矮小化する韓国のキリスト教界への批判であると同時に、キリスト教の文脈をこえて、暴力を肯定する宗教のあり方への疑問でもあります。キリスト者以外の読者を想定して書かれている本書は、キリスト者でない多くの日本人にとっても、宗教が平和において果たすべき役割について考えるためのよい手がかりを与えてくれます。

次に、本書の中心主題である平和主義について。本書における著者の中心的な問題意識は次のような文に現れています。

「良心的兵役拒否と平和主義の意味を勉強してみると、自ずと気づくことがあります。平和な時に口先だけ平和を愛すると語ることには何の意味もないという事実です。我々はみな平和を愛する人々です。しかし、口先だけで平和を語り、平和のために実質的な努力を少しもしない人を真の平和主義者とみなすことはできません。」(67頁)

この指摘は、直接的には韓国の状況を念頭においていますが、そのまま日本においてもあてはまるのではないのでしょうか。たとえば、平和主義をうたう「九条の会」などが日本各地に存在して講演会や署名集めなどを盛んに行っている反面、非暴力平和隊のように具体的に紛争の現場に平和主義に基づいて赴こうとする動きを支援する人はごくわずしかいません。単に戦争のない状態ではなく、貧困・

抑圧・差別などの構造的暴力がない状態を平和と考える「積極的平和」をめざす取り組みに「平和主義者」が真剣にとりくんでこなかったのであれば、「積極的平和主義」という言い方がたとえば政府によって、まったくちがった意味で用いられてしまうのも仕方ありません。本書では、平和主義を口でとなえることの気安さと、実践することの困難の間の越えがたい大きな川が一つの主題になっていますが、平和主義の実践をめぐる本書の議論は、日本の「平和主義者」にとってこそ必読でしょう。

本書の優れている点の一つは、往々にして区別されないでいっしょくたにされてしまう概念を丁寧に区別するとともに、対立するとされる考え方の共通点を指摘していることです。たとえば、「平和主義」、「非暴力主義」、「良心的兵役拒否」はイコールでは結べない違いをもっています。また日本での安全保障をめぐる議論にとっても大切な区別は、戦争と個人の護身の違いです。良心的兵役拒否者による戦争行為への参加の否定は、身近な人が襲われても助けずに傍観したり無抵抗でいることとは話が違うのです。本書が述べるこのような次元の違いを認識すれば、集団的安全保障を、襲われたとき友達に助けってもらうことにたとえた安倍首相の説明がいかに見当はずれなたとえか、よくわかります。

一方、異なる立場の共通点についての意表をつくような鋭い指摘が、正戦論と平和主義が対立しないということです。

正戦論を否定するのではなく、それ自体の論理をつきつめることで、「本物の」正戦論は、むしろ常に平和主義と友人になることができ」（185）るという結論を導く論展開は見事です。

このように法律家らしく概念をきちんと整理したうえで、著者は良心的兵役拒否をめぐる疑問を一つ一つ解きほぐしていきます。まず、良心的兵役拒否者は自分だけ戦争に行かないという卑怯者であり、ずるいのではないかという疑問について、著者は、抽象的で高尚な平和の話をするのは安全であるのに対して、平和の実践は必ず苦難や危険が伴うと指摘します。その代表的な例が、本書でとりあげられる良心的兵役拒否なのです。本書があげる具体例をみると、往々にして、徴兵を拒否することは兵役に行くよりもよほど勇気のある行為であり、よほどの信念（信仰）とそれを支える集団がないとできない行為であることがわかります。著者は、単に自分が戦争に行きたくないというご都合主義的な兵役拒否と、戦争に参加して人を殺すことに加担することの否定に基づく本当の良心的兵役拒否を見分けて信憑性を審査する可能性についても述べています。

良心的兵役拒否は、第二次世界大戦後のドイツのように平和な状態にある国でないと認められないのでは、という、韓国で兵役拒否を認めない理由にあげられる論拠については、著者は各国の事例をとりあげ、多くの国でみられる良心的兵役拒否の仕組みがむしろ戦争のただなか

で発達してきたことを示しています。良心的兵役拒否は決して、平和ボケした社会の話ではないのです。

そして、良心的兵役拒否を認めない考え方の背景には、問題が暴力で解決される／暴力でなければ解決されないという思い込みがあることも論じています。本書には取りあげられていませんが、この点は、インド独立運動の指導者ガンディーも述べていることです。ガンディーが進めたような非暴力による問題の解決は非現実的だという疑問に対して、ガンディーは、歴史書が武力や戦争の記述に満ちているのは、そのみが歴史を動かしてきたからではなく、むしろいわば例外的な出来事だからだと言います。人類の問題の大多数は平和的に解決が図られてきました。暴力による解決に与しない良心的兵役拒否者は、そういった人類史の大きな流れに沿うものであり、現実を知らない夢想主義者ではないのです。

しかし本書の主眼は非暴力による紛争解決や抵抗ではなく、とりわけ韓国における良心的兵役拒否者の過酷な処遇をどう改善するかという具体的な問題にあります。民間代替服務や、入隊したうえでの非戦闘業務への従事という形で、良心の自由と国防の義務という二つの価値をどちらも充足させる方策をとることが提案されています。これらは既にさまざまな国で実現されていることです。

このように論じる著者のもとには、良心的兵役拒否をしたいという青年から問い合わせがくることがあるとのこと。



Nonviolent Peaceforce

非暴力平和隊の理念と活動に賛同・支援して下さる個人および団体を会員として募集しています。入会のお申込みは、郵便振替、銀行振込、非暴力平和隊・日本のウェブサイトの入会申込ページをご利用くださいますようお願いいたします。

◎ 正会員 (議決権あり)

- ・ 一般個人: 10,000円
- ・ 学生個人: 3000円

* 団体は正会員にはなれません。 ・ 団体 : 10,000円 (1口)

◎ 賛助会員 (議決権なし)

- ・ 一般個人: 5000円 (1口)
- ・ 学生個人: 2000円 (1口)

■ 郵便振替: 00110-0-462182 加入者名: NPJ

* 通信欄に会員の種類を(賛助会員の場合は口数も)ご明記ください。

■ 銀行振込: 三井住友銀行 白山支店 普通 6622651 口座名義: NPJ代表 大畑豊

* 銀行振込をご利用の場合は、お手数ですが電話・ファックス・メールのいずれかを
通じて入会希望の旨、NPJ事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

■ ウェブサイトからのお申込み: http://np-japan.org/4_todo/todo.htm#member

